

広報とやま 令和5年(2023年)12月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

インターネット通販トラブル代引き配達で偽物が！



【相談例】

SNSで国内ブランド下着の広告が表示され、公式サイトだと思い、ブラジャー2枚を5千円で代引き配達で注文した。宅配業者に代金を支払い、荷物を開封すると商品が偽物だった。宅配業者に「荷物を開封した後は受け取り拒否や返金はいできない」と言われた。送り状の依頼主の欄には、発送代行業者の連絡先が記載されており、販売業者の情報は不明である。

【アドバイス】

- 「偽物」が届く通販サイトには、大幅な値引き、日本語がおかしい、代引き配達しか選べない、送り状の依頼人が販売業者の名称とは異なるなどの特徴があります。少しでも怪しいと感じたら取引は控えましょう。
- 代引き配達で宅配業者に代金を支払い商品を受け取ると、宅配業者からの返金は困難です。支払う前に、送り状の「依頼主」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047
相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)
※ (祝) (休)、年末年始およびCiC休館日は除く。